

装管原第284号
27.10.1
一部改正 装管原第5862号
令和5年3月31日

調達事業部長 殿

調達管理部長
(公印省略)

予定価格の算定における消費税及び地方消費税の取扱要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

予定価格の算定における消費税及び地方消費税の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第35号）第26条に基づき、予定価格の算定における消費税及び地方消費税の取扱いに関し、必要な事項について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この通知における用語の意義は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令に係る事務要領について（装管原第277号。27.10.1）（以下「算定事務要領」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消費税等 消費税法における消費税及び地方消費税をいう。
- (2) 消費税率等 消費税率及び地方消費税率を合算した率をいう。
- (3) 消費税額等 消費税及び地方消費税額をいう。
- (4) 税抜計算価格 計算項目及び計算要素に仕入に係る消費税額等を含めない計算価格をいう。
- (5) 消費税等非対象額 消費税等が課税されない金額をいう。
- (6) 税込計算価格 税抜計算価格に消費税額等を加えた計算価格をいう。
- (7) 税抜予定価格 消費税額等を含まない予定価格をいう。
- (8) 税込予定価格 税抜予定価格に消費税額等を加えた予定価格をいう。
- (9) 契約事務要領 契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第252号。27.10.1）をいう。

(消費税等に関する計算原則)

第3条 物別官室長は、予定価格の算定における消費税額等の計算に当たっては、消費税法、地方税法その他関連法規等の定めるところに従い、見積資料等を徴取した相手方に係る消費税等の納税義務の有無及び経理処理方式（税込又は税抜）を確認し適正に計算するものとする。

(基本的事項)

第4条 物別官室長は、計算価格の計算においては、税抜計算価格を計算した上で、税抜計算価格から消費税等非対象額を控除した額に消費税率等を乗じて消費税額等を計算し、税抜計算価格に当該消費税額等を加えて税込計算価格を計算するものとする。

ただし、見積資料等を徴取した相手方が税込方式の経理処理を行っている場合は、次の計算式に基づき仕入に係る消費税額等を計算し、当該数値を税込仕入金額から控除して計算項目及び計算要素の数値に用いる。

$$\text{仕入に係る消費税額等} = \text{税込仕入金額} \times \frac{\text{消費税率等}}{1 + \text{消費税率等}}$$

2 物別官室長は、予定価格の算定においては、税抜計算価格を基準として税抜予定価格を算定した上で、税抜計算価格に消費税等非対象額を含む場合には、税抜予定価格から消費税等非対象額に対応する額を控除した額に消費税率等を乗じて、消費税額等を計算し、税抜予定価格に当該消費税額等を加えたて税込予定価格を算定するものとする。

ただし、予算額をもって予定価格とする場合は、計算価格を消費税等対象額、消費税等非対象額に区分し、これら及び消費税額等の税込計算価格に占める比率をもって、予算額をそれぞれ按分し、予定価格上の消費税等対象額、消費税等非対象額及び消費税額等を計算する。

3 消費税等非対象額の中に、政府開発分担金が含まれているときには、消費税等非対象額、税込計算価格及び予算額から、政府開発分担金相当額をそれぞれ控除した額をもって前述の方法で按分し、予定価格上の消費税等対象額及び消費税額等を計算する。

また、予定価格上の消費税等非対象額は、上述の按分計算で求めた額に政府開発分担金相当額を加えたものとする。

4 消費税額等の端数処理は、円単位で行う。

(消費税額等の計算における留意事項)

第5条 免税事業者（消費税等を納める義務を免除されている事業者をいう。）が契約予定相手方の場合には、第4条の規定に係わらず、各計算項目において仕入に係る消費税額等を考慮して適正に計算し、別途、消費税額等を計算しない。

2 計算価格の計算において、仕入金額を用いる場合で課税状態の確認が困難又は不明の場合は、当該金額に、仕入に係る消費税額等が含まれているものとみなして計算する。

3 軽油の購入契約においては、軽油引取税は消費税等の課税対象とならない。

4 政府開発分担金は、課税対象とならない。

5 変更契約の場合における消費税額等は、変更された仕様書等により計算する当該調達物品等の計算価格に係る消費税額等と、変更前の契約の場合における当該調達物品等の計算価格に係る消費税額等との差額とする。ただし、変更された仕様書等により変更された部分について部分計算のできる場合は、変更しない部分の計算を省略して、当該変更された部分についての部分計算に係る消費税額等をもってこれに代えることができる。

なお、契約事務要領第49条第3項に規定する準確定契約における契約金額確定

のための計算及び契約事務要領第50条第3項に規定する超過利益返納条項付契約における実績価格の計算において、確定計算価格又は実績価格が契約金額を超える場合は、契約金額の消費税額等を確定計算価格又は実績価格の消費税額等とする。

6 税率が改正になる場合には、経過措置が設けられることが通例となっているので、税額の計算に当たっては、これに十分注意する必要がある。

(計算価格内訳書の記載)

第6条 算定事務要領第31条に規定する計算価格内訳書には、付紙1を参考に、消費税額等、税込計算価格及び税抜予定価格を記載する。

また、消費税等非対象額がある場合には、付紙2を参考に、消費税等対象額及び消費税等非対象額を記載する。

(契約書に約定する計算基準)

第7条 契約書に約定する計算基準には、消費税額等を計算項目として設ける。

(その他)

第8条 本通知における消費税等の取扱いについて疑義が生じたときは、調達管理部原価管理官と調整する。

消費税額等を記載する一例

<u>計算価格内訳書</u>		<u>No.</u> _____
調達要求番号	□-□□-□□□□-□□□□-□□-□□□□	
品名	□□□□□□□□	
数量	1個	
計算価格	1,200,000	
消費税及び地方消費税額	120,000	
税込計算価格	1,320,000	
税抜予定価格は計算価格に前例落比を適用した。		
税抜予定価格	1,000,000	
消費税及び地方消費税額	100,000	
予定価格	1,100,000	

※消費税率は10%としている

消費税等非対象額を含む場合に消費税額等を記載する一例

計算価格内訳書		No. _____
調達要求番号	□-□□-□□□□-□□□□-□□-□□□□	
品名	□□□□□□□□	
数量	1個	
計算価格	1,200,000	
（消費税及び地方消費税対象額	1,000,000）	
（消費税及び地方消費税非対象額	200,000）	
消費税及び地方消費税額	100,000	
税込計算価格	1,300,000	
税抜予定価格は計算価格に前例落比を適用した。		
税抜予定価格	1,000,000	
（消費税及び地方消費税対象額	800,000）	
（消費税及び地方消費税非対象額	200,000）	
消費税及び地方消費税額	80,000	
予定価格	1,080,000	

※消費税率は10%としている